

環境局都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和４年６月分）

◆ 対応事例

対応事例 1

件名	PCR検査により発生した廃棄物について
概要	<p>PCR検査センターで発生した廃棄物や、お客様が使用されたストローやティッシュなど、すべて医療ごみに該当するでしょうか？</p> <p>また、医療ごみの場合は、どのように処理すればよろしいでしょうか？</p>
対応	<p>お問い合わせにある「医療ごみ」と呼ばれているものについて、「体液等が付着した、人が感染し、もしくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」を特別管理産業廃棄物の中の「感染性廃棄物」としています。</p> <p>ただし、感染性廃棄物は医療関係機関等（病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、動物の診療施設、大学及び試験研究機関）から発生したものをいいます。</p> <p>お問い合わせのPCR検査センターが、上記の医療関係機関に当たらなければ感染性廃棄物ではありませんが、同様の性質を持つ廃棄物であるため、感染性廃棄物に準ずる取り扱いが求められます。</p>